

第 2 号（令和 2 年 9 月 2 3 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和2年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和2年9月23日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年9月23日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和2年9月23日午前11時14分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	脇本	尚憲	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 木田ゆかり 議会書記 仁木 崇

議会書記 梶田 篤志 議会書記 辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男 副 町 長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也  
企画財政課長 花木 秀章  
住民福祉課長 野崎 裕美  
高齢福祉課長 寺井 佳孝  
産業環境課長 菱本 嘉昭

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄  
学校教育課長・ 高江 裕之  
自然休養村管理センター館長兼務  
会計管理者・会計課長兼務 光田 恵理  
保健医療課長 中谷 誠  
保健センター所長・ 小山 烈  
地域包括支援センター所長兼務  
社会教育課長・ 中坊 玲子  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和2年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

令和2年9月23日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 令和元年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第44号 令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第45号 令和元年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第46号 令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 議案第37号 井手町出産応援基金条例制定の件
- 第7 議案第39号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第3回）
- 第8 令和元年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第9 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第10 発議第3号 インターネット上での人権保護を求める意見書
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

奥田俊夫議員より、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書が、また、脇本尚憲議員より、発議第3号、インターネット上での人権保護を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから、令和2年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第2、令和元年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。監査委員の小川でございます。よろしくお願いいたします。

本年の決算監査におきましては、皆様ご承知のようにコロナ禍という形で非常に大変な時期ではございましたけれども、職員皆様方のご協力によりまして、おかげさまで無事決算監査を終えることができました。本当にありがたく思っておる次第でございます。

それでは、内容説明にさせていただきたいと思えます。

それでは、さきに提出しております決算審査意見書につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

8月26日と8月27日、9月3日の3日間にわたりまして、ここにご出席していただいております、また監査委員でございます中坊議員に同席をしていただきまして決算監査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類

等の照合、事務聴取、その他の審査を実施しました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的にされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察をいたしました。

結果、関係諸帳簿の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金について、それぞれ抽出により調書の計数と財産台帳、収入歳出簿、備品台帳等を照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。令和元年度は、井手町第4次総合計画で示す六つの基本方針に沿い、目標達成に向けて着実に取り組まれているところであります。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として依存財源が多く占める状況ですが、交付税や補助金を有効に活用し、各種事業を着実に遂行されており、高く評価をしております。一方、歳出につきましても、福祉や教育、暮らしの周辺整備など、住民の安心・安全のため事業に積極的に取り組まれているとともに、様々な事業に必要な財源について、早い時期から人件費の削減や事務事業の再編、整理など、積極的に行政改革に取り組まれてきたことが現在の健全財政につながっているとは言ってもありません。また、府内でも住民サービスが上位に位置されながら計画的に基金を積み立て、それらを有効に運用されて、健全な行財政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられるところでもあります。

特別会計及び水道事業会計につきましても、経費削減に努力の跡が見られて、全ての会計で黒字であったことを確認いたしました。

今後につきましても、歳入歳出両面において中長期的な視点に立ち、有効性のある事務事業の進行管理に基づいた行政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。

後になりましたけれども、本町では新型コロナウイルスの感染があり、迅速な対応により感染拡大を抑えられました。また、国の特別支援金のほか町独自で特別給付金のほか、感染防止支援としてマスクの大量配布等、他の市町村に例のない特別な対策を住民に寄与されたとの確認もいたしました。評価することができるものと思っております。

以上、令和元年度決算審査補足説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 08 分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第 3、議案第 44 号、令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第 5、議案第 46 号、令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの 3 件を一括審議といたします。

議案第 44 号、提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第 44 号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町一般会計歳入歳出決算書、令和元年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和元年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和元年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和元年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、町議会の認定に付する。

では、174 ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 4 億 3 億 6,945 万 8,486 円、歳出総額 3 億 8,977 万 7,370 円、歳入歳出差引額 3 億 7,948 万 1,116 円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円。繰越明許費繰越額 2,822 万 3,000 円、事故繰越し繰越額ゼロ円。計 2,822 万 3,000 円、実質収支額 3 億 5,125 万 8,116 円、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申します、ゼロ円でございます。

次に、202 ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 8 億 2,487 万 8,139 円、歳出総額 8 億 2,226

万9, 279円、歳入歳出差引額260万8, 860円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額260万8, 860円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、216ページをご覧ください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額5, 252万4, 879円、歳出総額4, 897万2, 835円、歳入歳出差引額355万2, 044円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額355万2, 044円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、230ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額1億1, 319万7, 890円、歳出総額1億1, 066万9, 755円、歳入歳出差引額252万8, 135円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額252万8, 135円、基金繰入額ゼロ円であります。

次に、260ページをご覧ください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額8億8, 503万9, 567円、歳出総額8億4, 669万1, 281円、歳入歳出差引額3, 834万8, 286円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3, 834万8, 286円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、270ページをご覧ください。介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

歳入総額2, 280万3, 894円、歳出総額437万1, 895円、歳入歳出差引額1, 843万1, 999円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1, 843万1, 999円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、286ページをご覧ください。公共下水道特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

歳入総額4億5, 656万7, 663円、歳出総額4億4, 151万5, 483円、歳入歳出差引額1, 505万2, 180円、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越計算額125万2, 000円、計1

25万2,000円でございます。実質収支額1,380万180円、基金繰入額ゼロ円であります。

次のページ、287ページをご覧ください。令和元年度財産に関する調書でございます。内容につきましては、後ほどご覧おきください。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第45号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第45号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に付する。

1ページをお開き願います。令和元年度井手町水道事業会計決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

1款、水道事業収益、当初予算額1億3,239万円、合計、同額です。決算額1億3,279万6,126円、予算額に比べ、決算額の増減、以下増減と申し上げます、40万6,126円。第1項営業収益、当初予算額1億753万6,000円、合計、同額です。決算額1億739万1,737円、増減14万4,263円の減。第2項営業外収益、当初予算額2,485万3,000円、合計、同額です。決算額2,540万4,389円、増減55万1,389円。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計、同額です。決算額ございません。増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億3,239万4,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億1,221万8,133円、不用額2,017万5,867円。第1項営業費用、当初予算額1億2,166万8,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億494万293円、不用額1,672万7,707円。第2項営業外費用、当初予算額1,022万4,000円、小計、合計ともに同額です。決算額722万1,560円、不用額300万2,440円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、

合計ともに同額です。決算額 5 万 6, 2 8 0 円、不用額 5 万 4, 2 8 0 円の減。第 4 項予備費、当初予算額 5 0 万円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額 5 0 万円であります。

次のページをお開き願います。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第 1 款資本的収入、当初予算額 5, 4 0 0 万 3, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額 3, 7 0 7 万 3, 5 6 7 円、予算額に比べ、決算額の増減、以下、増減と申し上げます、1, 6 9 2 万 9, 4 3 3 円の減。第 1 項企業債、当初予算額 3, 9 0 0 万円、小計、合計ともに同額です。決算額 2, 1 0 0 万円、増減 1, 8 0 0 万円の減。第 2 項分担金、当初予算額 1 0 0 万円、小計、合計ともに同額です。決算額 2 0 7 万 3, 5 6 7 円、増減 1 0 7 万 3, 5 6 7 円。第 3 項寄附金、当初予算額 1, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。増減 1, 0 0 0 円の減。第 4 項その他資本的収入、当初予算額 1, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。増減 1, 0 0 0 円の減。第 5 項負担金、当初予算額 1, 4 0 0 万 1, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額 1, 4 0 0 万円、増減 1, 0 0 0 円の減であります。

次に、支出であります。

第 1 款、資本的支出、当初予算額 1 億 7 3 6 万 5, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額 6, 8 5 3 万 9, 9 0 5 円、地方公営企業法第 2 6 条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、2, 3 9 8 万 3, 6 0 0 円、合計同額です。不用額 1, 4 8 4 万 1, 4 9 5 円。第 1 項建設改良費、当初予算額 8, 7 8 1 万 4, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額 4, 8 9 9 万 8 3 2 円、繰越額 2, 3 9 8 万 3, 6 0 0 円、合計同額です。不用額 1, 4 8 3 万 9, 5 6 8 円。第 2 項企業債償還金、当初予算額 1, 9 5 5 万円、小計、合計ともに同額です。決算額 1, 9 5 4 万 9, 0 7 3 円、不用額 9 2 7 円。第 3 項その他資本的支出、当初予算額 1, 0 0 0 円、小計、合計ともに同額です。決算額ございません。不用額 1, 0 0 0 円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3, 1 4 6 万 6, 3 3 8 円は、当年度消費税資本的収支調整額 3 7 2 万 5, 9 0 3 円及び過年度分損益勘定留保資金 2, 7 7 4 万 4 3 5 円で補填した。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第 4 6 号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第46号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

それでは、14ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

区分、歳入総額220万3,113円、歳出総額197万8,569円、歳入歳出差引額22万4,544円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額22万4,544円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、ございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の中坊陽議員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、令和元年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第46号、令和元年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、中坊陽議員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、奥田俊夫議員、

脇本尚憲議員、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、丸山久志議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました8人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には丸山久志議員、副委員長には脇本尚憲議員と決定いたしました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第6、議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲産業厚生常任委員長。

2番(脇本尚憲) ただいま議題となっております議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告します。

本委員会は、9月16日に招集いたしまして、5名の委員出席のもと、町長並びに参加関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査を行いました。その質疑の中から主な内容について、ご報告申し上げます。

今回の基金の設置目的、積立額、運用期間はどのようにするのかとの質疑に、少子化が進展する中、本町において次代を担う子どもたちの出産を応援し、祝福する環境づくりを推進するため基金を設置するもので、積立額は1億円、過去の出生状況から1年間に約40人、1児童につき10万円とし、年間400万円と見込んでおり、現行水準であれば約25年の事業と考えているとの答弁がありました。

基金を使って行う事業の詳細な中身はどの質疑に、令和3年4月以降に出生された児童で、出生後、最初に井手町の住民基本台帳に登録されていることや、保護者が出産の時点で1年以上住所を有し、かつ申請を行う日まで引き続き居住していること等を考えており、来年4月の施行に向けて要綱で支給要件等の詳細を定めたいと考えているとの答弁がありました。

外国人の方が出産された場合、また出産はされないけど、養子縁組や里親として井手町で子どもを育てられる場合は対象となるのかとの質疑に、外国人の方も対象、また児童の親権を行う者、また未成年後見人その他で、児童を現に監護する者についても要件に組み入れたいと考えているとの答弁がありました。

その他といたしまして、本町の最も大きな課題は人口減少化をいかに食い止めるかである。これまでから少子化対策の一つとして子育て施策を種々講じてきたが、出産に対して対策がこれまでなかったということで、今回の対策となった。まだまだ不十分さはあるが、応援できればという思いで提案したと説明がありました。

また、賛成討論において「これから子どもを産み育てていく井手町の住民の方に、出産についての支援は非常によい施策と考えるが、出産という非常にリプロダクティブ・ライツな問題に行政が応援するという名称を使うことに違和感を覚えるので、給付金の名称は十分に検討いただきたい。また、出産を希望してそれに至る努力をされている方に対しても、基金を活用できる中身にしていきたい」とありました。

採決を行いました結果、議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

議長（西島寛道）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

木村武壽議員。

10番(木村武壽) 10番、木村武壽です。

本定例会において付託されました出産応援基金を制定する議案に、賛成の立場で討論いたします。

コロナウイルスの中、新生児に係る臨時給付金をされることは、保護者の皆さんから大変喜ばれております。そのような中、来年度以降に生まれてくる新生児に不公平になってはならないという観点から、今回、子育て支援策の一環として、出産を応援する基金制定をされることは大変よいことだと思います。また、これが人口減少が進む本町にとりまして、歯止めをかけるきっかけになればよいと思いますので、本議案に賛成いたします。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで討論を終わります。

これから、議案第37号、井手町出産応援基金条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第39号、令和2年度井手町一般会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第39号、令和2年度井手町一般会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,934万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,990万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、今回7万2,000円を減額し、計1,003万9,000円。児童福祉費負担金の7万2,000円の減であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回1億6,025万円を追加し、計10億590万円。総務管理費補助金の1億6,025万円であります。2目民生費補助金、今回446万3,000円を追加し、計2,577万8,000円。児童福祉費補助金の446万3,000円あります。5目教育費補助金、今回1,770万5,000円を追加し、計2,163万2,000円。小学校費補助金の1,161万5,000円、中学校費補助金の609万円あります。

16款府支出金、2項府補助金、5目商工費補助金、今回280万円を追加し、計291万5,000円。観光費補助金の280万円あります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回13万円を追加し、計16万6,000円。一般寄附金の13万円あります。2目民生寄附金、今回103万円を追加し、計103万1,000円。社会福祉費寄附金の103万円あります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回197万1,000円を減額し、計1億6,829万6,000円。財政調整基金繰入金の197万1,000円の減であります。6目庁舎等整備基金繰入金、今回2,900万円を追加し、計1億7,950万円。庁舎等整備基金繰入金の2,900万円あります。8目井手町地域商業活性化支援基金繰入金、今回2,200万円を減額し、計675万円。井手町地域商業活性化支援基金繰入金の2,200万円の減であります。9目ふるさと応援基金繰入金、

前回まで累計ございません。今回新たに100万円を計上し、計100万円。  
ふるさと応援基金繰入金の100万円であります。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、1目介護保険会計繰入金、前回まで  
累計ございません。今回新たに1,448万7,000円を計上し、計1,  
448万7,000円。介護保険会計繰入金の1,448万7,000円で  
あります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回1,015万9,000円  
を追加し、計1,723万6,000円。前年度繰越金の1,015万9,  
000円であります。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入、今回236万8,000円を追加し、  
計1,604万5,000円。雑入の236万8,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、今回1  
億円を追加し、計6億1,057万1,000円。財源内訳といたしまして、  
一般財源の1億円であります。積立金の1億円であります。5目財産管理費、  
財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国府支出金の72万5,  
000円、一般財源の72万5,000円の減であります。9目まちづくり  
推進費、今回350万円を追加し、計3,240万2,000円。財源内訳  
といたしまして、その他の100万円、一般財源の250万円あります。  
委託料の250万円、負担金補助及び交付金の100万円あります。12  
目庁舎建設費、今回2,900万円を追加し、計1億7,950万円、財源  
内訳といたしまして、その他の2,900万円あります。委託料の2,9  
00万円あります。13目特別定額給付金、今回208万円を減額し、計  
9億212万円。財源内訳といたしまして、国府支出金の7,579万1,  
000円、一般財源の7,787万1,000円の減であります。役務費の  
40万円の減、負担金補助及び交付金の168万円の減であります。14目  
ふるさと応援基金費、今回13万円を追加し、計16万5,000円。財源  
内訳といたしまして、その他の13万円あります。積立金の13万円であ  
ります。15目社会福祉基金費、前回まで累計ございません。今回新たに1  
03万円を計上し、計103万円。財源内訳といたしまして、その他の10  
3万円あります。積立金の103万円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回1,216万5,

000円を追加し、計3億8,368万2,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の2,389万3,000円、一般財源の1,172万8,000円の減であります。需用費の75万2,000円、役務費の13万1,000円の減、委託料の6万円の減、償還金利子及び割引料の1,160万4,000円であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回3,039万3,000円を追加し、計1億3,608万1,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の2,465万3,000円、一般財源の574万円あります。需用費の11万円、役務費の1万円、委託料の220万円、工事請負費の2,200万円、備品購入費の207万3,000円、負担金補助及び交付金の400万円あります。4目子育て支援センター運営費、今回54万4,000円を追加し、計1,329万1,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の54万4,000円あります。需用費の10万円、備品購入費の44万4,000円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、今回50万円を追加し、計891万5,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の50万円あります。需用費の27万4,000円、備品購入費の22万6,000円あります。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農地費、今回50万円を追加し、計1,923万1,000円。財源内訳といたしまして、一般財源の50万円あります。負担金補助及び交付金の50万円あります。

次のページをご覧ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、今回238万2,000円を減額し、計6,287万円。財源内訳といたしまして、国府支出金の1,961万8,000円、その他の2,200万円の減であります。需用費の2万8,000円の減、役務費の5万4,000円の減、負担金補助及び交付金の230万円の減であります。2目観光費、今回560万円を追加し、計2,594万6,000円。財源内訳といたしまして、国府支出金の280万円、一般財源の280万円あります。委託料の50万円、工事請負費の510万円あります。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、今回236万8,000円を追加し、計4,562万8,000円、財源内訳といたしまして、その他

の236万8,000円であります。報償費の236万8,000円であります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、今回2,437万8,000円を追加し、計7,164万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,314万7,000円、一般財源の123万1,000円であります。需用費の175万4,000円、役務費の4万8,000円、委託料の220万5,000円、備品購入費の2,037万1,000円あります。

3項中学校費、1目学校管理費、今回1,358万7,000円を追加し、計3,447万円。財源内訳といたしまして、国府支出金の1,302万6,000円、一般財源の56万1,000円あります。需用費の84万3,000円、役務費の2万4,000円、委託料の126万円、備品購入費の1,146万円あります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回11万6,000円を追加し、計5,371万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の52万1,000円、その他の7万2,000円の減、一般財源の33万3,000円の減であります。需用費の6万5,000円、備品購入費の5万1,000円あります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、令和2年度井手町一般会計補正予算（第3回）に計上した事業の概要につきましてご説明申し上げます。

図対象番号1、事業名、子育て施設換気システム整備、事業費2,420万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,846万円、一般財源の574万円あります。

事業の概要といたしまして、換気システム整備、玉川保育園5台、いづみ保育園4台、多賀保育園1台、子育て支援センター1台であります。

次に、図対象番号2、事業名、野外活動センター施設整備、事業費560万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の280万円、一般財源の280万円あります。

事業の概要といたしまして、テントサイト等整備であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　6ページですけれども、国の方から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これ、国の2次補正の分であって来ていると思うんですね。1次の分は一般質問でも出ていましたけれども、7,052万円でしたかね、合計すると2億3,000万円ぐらい国から臨時交付金が出ているわけですが、それを使ってこれまでもいろいろな事業をやっていますし、今回この補正にも上がっているものも、財源としてその2次補正分が使われているものがあるのかと思いますが、これ、今までに予算化したもので、まだ執行できてないのがあるわけですけど、今まで予算化した中で、この2億3,000万余りの交付金がどのくらい使われる見通しなのか。要するに国から頂いたお金で、井手町はまだ独自にいろいろできるお金、このくらいありますと。今回の補正が認められたとして、まださらに国のお金を使ってできる財源があるのかどうか、どのくらいあるのか。

それと、最後に、もしこれが残った場合といいますか、今、支出の方で、8ページですけど、井手町生活応援給付金の財源組替えを今回やるわけですね。こんなにも一般財源で組んでいたものを、国から頂けるお金の方に財源を組み替えると思うんですけれども、最後、残りましてと。じゃあ、生活応援給付金、まだ一般財源で、これ、出している分を財源組替えをして国から頂いた分に替えますよというようなことができるのかどうか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　藤岡地域創生推進室長。

理事（藤岡　栄）　谷田議員の質問にお答えします。

地域創生の臨時交付金につきましては、第1次の内示によりまして7,052万9,000円の給付があり、第2弾として1億6,025万円ということで、合計2億3,077万9,000円の交付が内示も含めて今現在来ております。初日の議会のときに大体説明させていただいたんですが、やは

り9月の補正の第3弾の新規事業が今後取組を始めるということにして、第1弾の1次の交付につきましては、生活応援給付金、それからコロナウイルスの感染防止対策のマスク、それから中小企業の休業要請に対する支援、こういったものについては使われているものについて補填をして、利活用されているというふうな現状でございます。

利用状況につきましては以上でございます。もちろんこれまでの取組を行ってまいりました事業については、満額充当をしております。新しいものにつきましては、1億6,025万円につきましては、新規の事業について充当をしていくというふうなことでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今の質問、答えてもらっていない部分があるんですが、ほかの質問もしたいんですけどね。今の答弁で、要するに今度、1次、2次合わせて2億3,000万円から頂ける分が、今回、井手町で一般会計補正やってもまだ残るでしょうという話ですよ。それをどのくらいあとその国のお金を使ってできるんですか。今回もうこれで、井手町の一般会計で補正を組んだ分で、ほぼ国から頂いた交付金は使い切るということですか。残らないということですか。残った場合、もう一回財源を組み替えて、生活応援給付金やったら1億4,000万以上使っているわけですよ。7,500万は今度、財源を組み替えるんだけど、残ったら最後決算を打つときに、やっぱり国のお金で全部2万円の分、財源を充てますよというようなことが考えられるのかどうかということをお聞きしたいんですけど、そこはご答弁がなかった。

あとほかに、具体的にお聞きしたいことがございます。

9ページですが、空き家再生の委託料が250万ということで、これは当初予算に加えて補正しなければならない。それだけまた空き家の登録件数が増えたのか、何件ぐらい増えたのか。今現在、どのくらいの空き家の募集といますか、登録で使えるというのがあるのかお尋ねをします。

それから、9ページの児童福祉費ですけど、子育て施設の換気システムですが、事業説明のところにもあるように保育園や子育て支援センターに10台の設備を置くということですが、イメージとして空気清浄機のようなものなのか、例えば床下換気みたいな部屋中の空気の流れをつくるようなものを

工事を伴って設置をするものなのか、持ち運びできるようなものなのか。これまでも空気清浄機を置いてはると思うんですけども、それとの違い等をお願いします。

それから、次に、10ページです。教育費の方で、小学校と中学校にそれぞれ情報機器整備事業ということで、備品購入と委託ということですが、子どもに1人1台端末を整備するということが町長の挨拶の中にもありましたけど、この端末というのは、今まで学校で使っているあのタブレット端末のことなのか、また違うものなのか。それと、貸与なのか支給なのか。それと、子どもの家に通信環境がない場合、幾らタブレットなり、そういう端末を支給しても使えない家庭があると思うんですが、そういう通信環境の整備にも、これ、使うのかどうかお尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 私の方からは、谷田みさお議員の1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のご質問についてお答えいたします。

先ほどの藤岡理事の答弁と若干重複いたしますが、このコロナの臨時交付金につきましては、まず1次分7,052万9,000円につきましては、6月議会において、財源組替えとして井手町生活応援給付金の方に全額充当いたしております。今回の2次分の1億6,025万円分の充当先であります。まず生活応援給付金の方に7,579万1,000円を充当いたしておりますので、生活応援給付金につきましては、全額この臨時交付金を充当して執行してきたという形になります。

続きまして、残りの分ではありますが、新型コロナウイルス感染防止支援といたしまして、マスクの事業につきまして2,389万円充当しております。こちらにつきましても、全ての事業をこちらの交付金を充当しているということでございます。

次に、中小企業等休業要請支援ということで、5月の臨時議会で計上してきた事業につきましても、301万8,000円全額こちらの交付金を充当してきております。

さらに、6月補正で計上いたしました中小企業等応援給付金という事業につきましても、今回の交付金を事業費に全額充当いたしております。

さらに、今回の補正予算におきまして主に三つの事業、一つ目は子育て施設換気システム整備、こちらの方に1,846万円充当いたしております。続きまして、井手町子ども誕生臨時給付金、こちらの方にも402万円充当いたしております。さらには、GIGAスクールの関連ということで、こちらの交付金が対象事業となっておりますので、今回の予算でいいますと、小・中学校の情報機器等整備事業に対しまして1,846万8,000円充当いたしております。

それ以外にも今年度、当初予算で計上してまいりましたプレミアム付き商品券の発行補助につきましても、今回の交付金を555万円充当いたしておりますので、こちらの今申しました合計が1億6,025万円になるということで、臨時交付金の残額はないということでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 先ほどの谷田議員の質問でございますが、当初予算では5件分の250万を計上しております。9月1日現在で既に5件の申込みがございまして、241万円の額が既に使われております。残額がほとんどないということの状況でして、それから9月の末、それから年内含めて2件の今、申込みがございます。昨年と同様の規模にはなるんですが、今回も昨年度と同様、9月の時点で5件分250万を計上させていただいたというところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 子育て施設換気システムの整備についてお答えいたします。

玉川保育園5台、いづみ保育園4台、多賀保育園1台、子育て支援センター1台。今回予定しております11台の空調整備については、エアコンの付け替えを予定しております。これにつきましては、昭和61年から平成14年に設置されたもので、窓を開けたままの稼働では温度調整が難しい状況となっております。新型コロナウイルス感染防止を図り、子どもの環境を整えるため、換気機能を持つ空調整備を行うものです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今回、計上しておる情報機器整備事業の端末整備の種類なんですけど、アップル社のiPad、平成30年度から本町で導入している端末と同じ種類でございます。こちらの方、貸与か支給かということなんですけど、一応貸与であります。まずは、これまでグループ学習で活用しているベースをもとに、学習のツールとして各学校で活用していくことを考えております。

続いて、家庭の通信とかなんですけど、まずは学校での使用を基本としておりまして、現在、すぐに持ち帰りということまでは考えておりません。ただ、国の方で家庭の通信環境整備という事業がございまして、今回、この議会の方に家庭の方で使えるモバイルルーター、そちらの予算も計上しております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今の教育費の関連で、そのモバイルルーターが10ページの小学校機器整備事業と中学校の機器整備事業のその備品購入費の中に入っているということですか。そうすると、そういうことをしようと思うと、家庭の通信環境とかを調査しないといけないと思うんですけども、家庭に幾ら通信環境がある家にも貸し出すとかそういうことをやろうとしているのか、そういう調査をまだされていないと思うんですけど、それでも何台そういうモバイルルーターを買わなあかんとかいう予算化ができるんですか。どういう準備状況になっているんでしょう。備品の台数、子ども全員ということですけども、一応、それぞれの学校ごとの台数を教えてください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 今回の予算の中にモバイルルーターを計上しておりまして、環境調査につきましては臨時休業中に学校の方で各家庭に、インターネット環境があるかというのを簡易ではありますけど調査しておりま

す。その中で、ないという家庭、ただ、これは来年度また学年が変わりましたら、新しいお子さんが入ってこられてという形で変わるとは思うんですけど、一応、小学校費の方で10台、中学校費の方で6台のルーターを計上しております。

以上でございます。

議長（西島寛道） 台数。

学校教育課長（高江裕之） 端末台数につきましては、470台計上しております。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 私の方から、10ページ、野外活動センター施設整備ですけども、これ、有王のあれと思うんですけども、図面番号の2番の上と下ですけども、上の方はもう既に以前にもされているので、2番の下の方が追加になるんですかね。どういう工事なのかをお伺いします。

それと、テントサイトということですので、これ、テントみたいに立てられるように土台だけをつくるんか、それとも、テントも設置しての整備なのかをお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） ただいまの谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

今回の野外活動センターの施設整備につきましては、大正池グリーンパークでございますテントサイトの区画の拡充と、併せまして展望スペースの整備ということで、柵の設置を考えております。どういうものかといいましたら、テントデッキというものではなくて、区画の整備を行ってテントを張れるところ、土台はないというところの整備を考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第39号、令和2年度井手町一般会計補正予算(第3回)を採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、令和元年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けるにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、令和元年度城南土地開発公社決算に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

それでは、2ページをお開きください。土地の取得、売却でございます。取得実績明細表及び売却実績明細表、どちらにつきましても井手町分はございません。

次に、20ページをご覧ください。公有用地明細表でございます。井手町分につきましてはございません。

次に、22ページをお開きください。中段、短期借入金明細表でございます。こちらにつきましても、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で日程第8を終わります。

日程第9、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥田俊夫議員。

1番(奥田俊夫) 1番、奥田俊夫です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。本町のように税収が少ない自治体にとっては、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実することを盛り込んだ意見書を、今回、提出させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく申し上げます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第3号、インターネット上での人権保護を求める意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 2番、脇本尚憲です。

近年のインターネットの普及、進歩により、私たちの生活は劇的に変化しました。このコロナ禍でも外出せずに買物ができる、リモートで授業や会議を行うことができる、そして、自宅にいながら世界中の人々とつながる、自身の意見や思いを発信することができるなど、まだまだIT技術は未来に向かって無限の可能性を秘めています。

しかし、その反面、弊害も生まれています。匿名性を悪用し、事実でないことがあたかも事実のように書き込まれ、また、人格を否定するような言葉や呼びかけなど、その行動により当事者が精神的に追い詰められて自死に至る痛ましい事例も発生しています。

本町でも、春先に新型コロナウイルス感染事例が発生した際には、一部のインターネット掲示板で、本町やその関係者に対して誹謗中傷や根拠のないデマが書き込まれていました。

今回、この意見書を提出し、人権のまち井手町としてしっかりとした意思表示をすることが必要だと感じ、このインターネット上での人権保護を求める意見書を提案したいと思います。

以上です。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第3号、インターネット上での人権保護を求める意見書を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和2年9月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時14分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           西 島 寛 道

署名議員       脇 本 尚 憲

署名議員       谷 田 み さ お